



平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 C I J
代表者名 代表取締役社長 大西 重之
(コード番号：4826 東証第一部)
問合せ先 取締役 上席執行役員
経営企画部長 高見沢 正己
(電話：045-324-0111)

「内部統制システムの基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会におきまして、「内部統制システムの基本方針」を改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムの基本方針（平成 27 年 4 月 27 日改定）

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念とし、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。

- (1) 情報技術でお客様の発展に貢献します
- (2) 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
- (3) 環境の変化を先取りし、進化し成長します
- (4) 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
- (5) 効率的で透明性の高い経営に努めます

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、企業倫理・企業の社会的責任について示した「CIJ グループ行動憲章」及び「CIJ グループ行動規範」、その他社内規程を定め、当社グループの取締役及び使用人はその内容を遵守する。
- (2) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制における課題の抽出、管理を行う機関として位置付ける。また、内部統制委員会の活動状況は定期的に取締役会に報告する。
- (3) 取締役の任期は 1 年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正性と透明性を確保する。なお、取締役の職務執行状況の報告と監督を行うため、取締役会は毎月 1 回以上開催する。
- (4) 業務執行部門から独立した当社の内部監査部門は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (5) 「公益通報者保護規程」等の社内規程に基づき、法令や企業倫理に反する行為等について会社内部における通報先または会社外部に通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
- (6) 当社グループの取締役及び使用人は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）を適切に保存、管理する。
- (2) 「情報セキュリティ基本方針」及び情報セキュリティマネジメントシステムに関する社内規程に基づき、情報を安全かつ適切に管理・利用するための体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を統括責任者として、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理及びリスク発生時の対応を迅速かつ的確に行える体制を整備する。
 - (2) 「事業継続計画書」に基づき、自然災害等の不測の事態においても事業の継続を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 「取締役会規程」等の社内規程に基づき、決裁権限を明確にし、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (2) 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は当社子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき当社子会社を管理する。当社子会社の取締役は、その職務の執行に係る事項について当社に報告を行う。
 - (2) 当社から当社子会社への取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的に開催する子会社社長会での業務報告・意見交換及び当社内部監査部門による定期的な監査によって、当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (3) 法令を遵守し健全なグループ経営を行うため、当社子会社に対し当社と整合性をもった社内規程や各種マネジメント体制の整備を要請し、指導する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人の必要性を認めた場合は、取締役と監査役がその設置について協議し、その人事については取締役と監査役が協議決定する。
 - (2) 監査役の職務を補助する使用人への監査業務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。
7. 当社及び当社子会社の取締役・使用人等が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は取締役会、執行役員会及び予算会議等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況を報告する。また、子会社の取締役及び使用人は子会社社長会等において定期的に監査役に対し重要な職務の遂行状況等を報告する。
 - (2) 「公益通報者保護規程」等の社内規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人等から通報を受けた通報先は、その内容について遅滞なく監査役に報告することとする。また、当社グループは通報者に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないこととする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は代表取締役社長と定期的な意見交換の場を設け、適切な意思疎通を行う。また、監査役は内部監査部門及び会計監査人等との連携を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保する。
 - (2) 当社は監査役の職務の執行にあたり必要な費用について、監査役の請求等に従い処理を行う。

以上